

地方財政の充実・強化を求める意見書

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応はもとより、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、極めて多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年における気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフラの耐震化に取り組むことや、災害時にも地域において適切な医療を受けることのできる体制を構築することも、ますます重要なものとなっている。

こうした中、地方公共団体において、今後も増大する新たな行政需要に対して主体的かつ継続的に取り組むためには、より積極的な地方財政を確立することが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、令和7年度の政府予算及び地方財政の検討にあたり、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障制度の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築や行政サービスの提供に必要な人件費を含めた一般財源の充実を図ること。
- 2 子育て、医療・介護、虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる体制の確保及び人材の育成を継続的に行うことのできる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引き上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 会計年度任用職員への勤勉手当の支給を含め、雇用の安定と処遇の改善が図られるよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、神奈川県内においても、支給していない団体から最大16%の支給割合としている団体まで存在しており、大きな格差となっているほか、支給割合の低さが人材の確保を困難にさせている状況があることな

どに鑑みて、地方公共団体における自己決定権を尊重する観点から、特別交付税に係る当該減額措置を廃止すること。

6 地方公共交通の維持が容易なものではなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とした施策の一層の充実を図ること。

7 地方交付税に係る財源保障及び財政調整の機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

相模原市議会

国 会
内 閣

あ て